

## 労働条件変更の同意について

先日配布しました「ひろば」10月号の冒頭で、契約職員に向けた「労働契約を一方的に変更されないためにも組合へ加入しましょう」との呼び掛けを行ないました。

その中で、大学による労働条件の一時的な不利益変更を問題として、組合がその撤回を求めたのに対して、大学から以下の回答（ポイント）があったことをご紹介します。

●変更後の労働条件通知書を受け取り、異議が出されずに時間が経過している。したがって、変更後の労働契約内容である労働条件については本人の同意を得たものと考えている。

この大学回答（ポイント）に対する異論の要点は「ひろば」で述べたところですが、社会的に労働条件変更の際の労働者の「同意（合意）」をどのように判断しているかについて、専門家の見解と幾つかの判決をご紹介しますので、参考にさせていただけたらと思います。

因みに、「②京都広告事件」の判決では、賃金引下げの実施からおおよそ7年後の労働者の異議申し立てを地裁・高裁とも有効とし、会社側の上告が最高裁で棄却され、確定しています。

**〔1〕和田肇（名古屋大学大学院法学研究科教授）**（西谷敏・野田進・和田肇編『労働基準法・労働契約法』（2012年10月10日発行）日本評論社より。なお、広島大学で労働法が専門の緒方教授、三井教授とも本書籍の著者の一人となっています。))

一般に労働契約当事者間の合意が成立するためには、「労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する」ことが必要である（例えば前掲アーク証券事件・東京地判平12・1・31、前掲更生会社三井埠頭事件・東京高判平12・12・27）。この法理は、もともと労働者が退職金債権を放棄する旨の意思表示の有効性を判断するものとして展開されたが（シンガー・ソーイング・メシオン事件・最二小判昭48・1・19民集27巻1号27頁）、使用者が労働者の同意を得てなす相殺についても適用されるようになっていく（日新製鋼事件・最二小判平2・11・26民集44巻8号1085頁）。かくして、同法理は、労働契約当事者間の合意一般について適用される法理といえることができる。

労働者の自由な意思が働いているといえるためには、一定の条件が備わっている必要がある。かつては、契約書の存在を根拠に労働条件変更に関する合意の成立を認める裁判例があった（例えば千代田工業事件・大阪高判平2・3・8労判575号59頁）。しかし、最近の裁判例では、使用者から十分な情報提供あるいは説明がされていること、そして労働者が内容を十分に理解した上で意思表示（通常は明示的な）を行っていることが強調されている。

### 〔2〕いくつかの判決例

#### ①アーク証券（本訴）事件 東京地裁平成12年1月31日判決

この事件は、業績不振を理由として管理職（課長）から降格され、賃金を減額されたことに対して、労働者（原告）が会社（被告）を訴えたものである。この判決文に以下のようにある。

#### 2 黙示の承諾又は同意について

（略）賃金の引下げについても、労働者がその自由な意思に基づきこれに同意し、かつ、この同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在することを要するものと解するのが相当である。

被告は、殊に平成四年五月及び平成五年五月の賃金変更について、原告らが特に異議等を申し立てず、各査定時期には自己申告書を被告に提出するなど現状を肯定して従前どおりの就業を続けていたことを理由に、黙示に承諾した旨主張し、また、課長以上管理職の給与を一律カットしたことについて、被告の営業成績が悪化し、危機的状況にあるところから、課長以上の管理職及び役員を奮起を促すために行われたものであり、事前に被告の代表取締役が放送し、役員が直接の部課長に協力を求め、全員異議なくこれに応じたことを理由に、

原告らが同意した旨主張するが、これらの主張の趣旨は、要するに、被告が決定した内容について原告らが明示的に異議を述べなかったことが黙示の承諾又は同意に当たるといものである。しかしながら、被告の主張するような事実を理由に原告らとその自由な意思に基づきこれに同意したものであるということとはできないし、この同意が原告らの自由な意志に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するということができない。

被告の右主張は採用できない。

## ②京都広告事件 大阪高裁平成3年12月25日判決（平5・3・26最二小判 上告棄却）

この事件は、会社（Y）によって基本給を減額された労働者（X）が、Yに対し、基本給と現実に支払われた額の差額の支払等を求めたもので、一審の京都地裁で敗訴したYが控訴したものである。

まず、判決文におけるY（控訴人）の主張に以下がある。

被控訴人主張の賃金の減少は、昭和五七年一月のことであり、被控訴人が昭和六三年一二月に調停を申し立てるより七年も前のことである。その間、被控訴人は、賃金の明細を知らなかったのでもなく、受領しなかったのでもないし、異議を述べたり、差額の請求をしたこともない。被控訴人は、賃金変化の都度、控訴人の役員からその理由の説明を受けて、その賃金を異議を留めず受領し、冷遇されたと不満をもって、ふてくされて営業成績を落とすだけの状態で七年間を経過してきたのである。このような経過をみれば、被控訴人は、賃金の減少に黙示の承諾をしたというべきである。

このYの主張に対して、判決理由に以下のようにある。

控訴人は、賃金の減額について、被控訴人が黙示の承諾をした旨主張するが、使用者が一方的に賃金を減額したのに対して労働者が不満ながら異議を述べずにこれを受領してきたからといって、これをもって賃金の減額に労働者が黙示の承諾をしたとはいえないのであって、本件においても、被控訴人の黙示の承諾を認めることができないのは、引用の原判決が説示するとおりである。

## ③中根製作所賃金請求事件 東京地裁平成11年8月20日 事件番号 平成10（ワ）9314

この事件は、会社（被告）によって給与を減額された労働者（原告）が、会社に対して賃金差額等を請求したもので、敗訴した会社側が控訴した二審の東京高裁でも会社側が敗訴し、そして、最高裁は上告棄却として、一審の判決内容が認定されたものである。

この判決文に以下のようにある。

被告は、平成八年一二月六日に給与を支給した際、給料袋に減額後の給与を明示し、意見があれば被告に対し申出て欲しい旨記載した通知書（乙二）を同封し、その後原告ら及び亡 h から異議を述べられたことはない事実をもって、原告ら及び亡 h は本件給与減額措置に同意していた旨主張する。

しかし、………（中略）……… 原告ら及び亡 h は本件訴訟を提起したことなどの事実を照らせば、原告ら及び亡 h が異議を述べなかったことをもって、原告ら及び亡 h が本件給与減額措置に同意したものであるということとはできない。

なお、上記の判決以外にも、労働者の「自由な意思に基づくものであると認めるに足る合理的な理由が客観的に存在して」（シンガー・ソーイング・メシーン事件・最二小判昭48・1・19）いないとして、同様に「黙示の同意」を否定する判決が多数存在しています。（文責 小藪）

## 諸会議スケジュール

来年8月までの諸会議のスケジュールを決定（ただし、仮固定）しましたので、お知らせします。

### 2015年度会議スケジュール① 四役会議、執行委員会（仮固定）

●会議時間 ◎四役会議 18:30～20:30(予定) / ◎執行委員会 18:30～20:30(予定)

●会議場所 四役会議／執行委員会とも、東広島組合事務所と霞組合事務所をスカイプでつなぐテレビ会議方式とする。

●会議日程 基本は、最終週の火曜日を執行委員会、その前の週の火曜日を四役会議とする。（注） \_\_\_\_ 部分はそれと異なる場合

#### 四役会議／執行委員会

2015年 8月 18日(火)／25日(火)、9月 16日(水)／28日(月)、10月 20日(火)／27日(火)、

11月 17日(火)／24日(火)、12月 15日(火)／22日(火)

2016年 1月 19日(火)／26日(火)、2月 16日(火)／23日(火)、3月 22日(火)／29日(火)、4月 19日(火)／26日(火)

5月 24日(火)／31日(火)、6月 21日(火)／28日(火)、7月 19日(火)／26日(火)

### 2016年度定期大会

2016年 7月30日(土) 13:00～

## 2015年度会議スケジュール② 支部連絡会議 (仮固定)

基本は、執行委員会の翌週火曜日を東広島地区、同金曜日を広島地区としています。なお、各支部から、代理を含め、必ず1名以上の参加をお願いします。(注) \_\_\_\_\_ 部分にはご注意ください。

### ●東広島地区 会議時間帯 12:10～12:50 場所 総合科学部

2015年 9月 1日(火)、10月 6日(火)、11月 4日(水)、12月 1日(火)、

2016年 1月 5日(火)、2月 2日(火)、3月 1日(火)、4月 5日(火)、5月10日(火)、6月 7日(火)、7月 5日(火)、  
8月 9日(火)

### ●広島地区 会議時間帯 19:00～20:00

2015年 9月 4日(金)霞、10月 9日(金)翠、11月 6日(金)東雲、12月 4日(金)霞、

2016年 1月 8日(金)翠、2月 5日(金)東雲、3月 4日(金)霞、4月 8日(金)翠、5月13日(金)東雲、6月10日(金)霞、  
7月 8日(金)翠、8月 5日(金)東雲

**組合費規定と組合費規定に関する内規** 8月執行委員会で「組合費規定に関する内規」を改定しましたので、2015年10月現在の「組合費規定」と「組合費規定に関する内規」を改めてお知らせしておきます。

**組合費規定** (1995(平成7)年7月8日制定) (2004(平成16)年12月10日改訂) 広島大学教職員組合

(組合費の算定)

第1条 組合費は、本給月額0.5%とする。

2 勤務が常勤でない者については、月額500円とする。ただし、勤務時間が週30時間に満たない者については、500円を上限として執行委員会が個別に定めた額とする。

3 本給月額の金額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

4 第1項の本給月額は、毎年6月のものを基準に決定する。ただし、新規加入者で6月の本給月額を基準にすることができないものについては、加入月の本給月額を基準とする。

5 7月以降に本給が減じた者については、本人の申出により、執行委員会は、組合費の額の算定を変更することができる。

(組合費の徴収)

第2条 組合費は、前条により決定された額を、8月から翌年7月まで、毎月徴収する。

2 新規加入が月の途中でであっても、1か月分の組合費を徴収する。

3 脱退が月の途中でであっても、その月の組合費は返還しない。

(支部費)

第3条 各支部は、この組合費とは別に、支部費を徴収することができる。

2 支部費の額および徴収方法等については、各支部が定めるところによる。

(改正)

第4条 この規定の改正は、大会の承認を得なければならない。

附則(2005年7月30日改正)

**組合費規定に関する内規** 広島大学教職員組合

第1条 月給制から年俸制へ移行した組合員の組合費は、移行直前の月給制本給月額0.5%とし、基本年俸が変動したときは当該変動率に応じて再計算する。

2 前項において、移行直前の月給制本給月額金額に1万円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、基本年俸が変動したときに再計算する組合費は50円単位として端数は切り捨てる。

第2条 組合費規定第1条第2項のただし書きに該当する週30時間未満勤務の者の組合費は、以下の計算式で算出した金額とする。

$500円 \times \text{週当たり契約時間} \div 30\text{時間}$  (100円未満の端数は切り捨て。ただし、計算した金額300円に満たない場合は300円とする。)

2 前項の適用において疑義が生じた場合は、書記長が決定する。

第3条 定年後にフルタイム再雇用者(再雇用職員就業規則の適用者)となった者の組合費は、月額500円とする。

第4条 組合費規定第1条第5項により組合費の減免申請があった場合は、当該減免申請の期間の組合費は以下のように扱う。

(1) 広島大学から本給の支給がある場合は、当該本給額が減じられた割合に相当する組合費の減額を行なう。

(2) 広島大学から本給の支給がない場合は、組合費を全額免除する。

(3) 第1号の計算において組合費に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

第5条 前条に基づく組合費の額の算定は、書記局に一任する。

第6条 この内規の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。

第7条 この内規の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この内規は2010年10月27日より施行する。
2. 改正 2012年11月28日 全条
3. 2012年11月28日の改正は改正した日より施行する。
4. 改正 2014年6月26日 第2条以下
5. 2014年6月26日の改正は2014年4月1日に遡って施行する。
6. 改正 2015年8月25日 全条



## 広島大学教職員組合 フルタイム契約一般職員の募集

### 1. 募集人員、募集期間

フルタイム契約一般職員 1名。  
募集期間 2015年10月中旬～2015年12月中旬。

### 2. 雇用期間

1年間の雇用契約とし、勤務成績等が良好な場合は更新することがあります。ただし、雇用期間の上限は通算で3年とします。

### 3. 仕事の内容

広島大学教職員組合（労働組合としての法人格取得）の専従書記（書記局職員）として、総務、経理、広報活動、対大学交渉（団体交渉での書記を含む）、諸会議への出席など、全般的な事務及び活動をしていただきます。

書記局の専従職員は2名体制で、責任者である専従書記次長がおり、基本的にはその指示と指導の下で業務に従事しますので、それらの事務や活動が任せ切りにされるということはありません。

### 4. 就業場所

東広島市の広島大学内の組合事務所を基本としますが、週1回～2回程度、広島市南区霞1丁目広島大学内の組合広島事務所での夕方勤務等があります。

### 5. 必要な経験等

パソコン操作（ワード、エクセル）ができること。  
総務・人事・経理分野の業務経験のある方歓迎します。

### 6. 就業時間

基本は9:00～17:45（うち1時間休憩。実働7時間45分）としますが、業務の都合により始業・終業の時刻を繰り上げ、または繰り下げることがあります。

1カ月平均で10時間程度の時間外労働があります。

### 7. 休日・休暇等

広島大学契約一般職員（フルタイム勤務）に準じます。

### 8. 給与等

(1) 基本給等  
基本給 月額143,000円。  
住居手当・通勤手当あり（広島大学契約一般職員（フルタイム勤務）に準じます）。

また、給与支払日等も広島大学契約一般職員（フルタイム勤務）に準じます。

(2) 賞与  
295,000円/年2回（6月、12月）

(3) 昇給・退職手当  
いずれもなし。

(4) 加入保険等  
雇用、労災、健康、厚生

### 9. 定年・就業規則等

(1) 定年等  
定年あり 60歳。再雇用あり 65歳まで。

(2) 就業規則  
広島大学就業規則に準じます。

### 10. 選考等

(1) 選考方法  
随時。  
筆記試験（国語、数学、社会）と面接を行いません。（筆記試験・面接の日時は事前に確認します。）

(2) 応募書類  
履歴書（写真貼付）、志望動機（A4用紙1枚程度）。  
不採用時はいずれも返却します。

(3) 選考結果  
選考結果の連絡は12月中旬予定です。

### 11. 応募種類の送付先、及び、連絡先

〒739-0046  
東広島市鏡山1丁目7-2 広島大学内  
広島大学教職員組合  
電話 082-424-7556  
大学内線（東広島84）5390  
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

発行 広島大学教職員組合（東広島事務所 本部）  
東広島市鏡山1-7-2（広大西口 西エネルギーセンター内）  
内線（東広島84）5390（東広島以外からは84からおかけください）  
TEL/FAX 082-422-7556  
メール union@hiroshima-u.ac.jp  
ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

丸大食品の「ウインターセール」  
大日商事の「家庭用常備薬」  
中国ろうきん「暮らしのアシスト」  
の案内です。（挟み込みチラシ参照）  
どうぞご利用ください!!!!!!